

調査研究についての方針(案)

考え方：

身体障害者手帳については、昭和24年に制定された身体障害者福祉法に規程がある。身体障害者福祉法の目的は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ること」であり、身体障害者手帳の認定基準は、この目的に合うように、医学的観点かつ日常生活の制限の程度の観点から合理的で客観的なものであるべきである。視覚障害の認定基準についても、視力障害の各等級の境界の決定や身体障害の認定対象の変更は、他の種類の障害とのバランスも踏まえ、医学的観点かつ日常生活の制限の程度の観点から合理的で客観的である必要があり、このため、調査研究を実施し、視覚障害の認定基準の改正に資する資料を得ることとしたい。

目的：

視機能における障害認定基準について、今後より一層医学的観点かつ日常生活の制限の程度の観点から合理的で客観的なものとなるよう改善していくため、国際的動向も踏まえ、視機能を評価する手法や指標に関する基礎資料を収集する。

研究計画：

視機能とADLに関する評価についての現状の科学的知見および国際的な障害認定の状況について整理するため、我が国および海外における文献調査等の調査を行う。また、日常生活の状況について評価するための項目について、VFQ-25等の視覚関連質問票や既存のADLに関する質問票等を参考に、視機能の障害によるADL低下の評価のための質問票を作成する。その上で、FVSによるスコアリングと質問票の結果との関連について、既存のデータも活用しつつ、必要な部分について新たに臨床データの収集も行った上で分析を実施し、視機能の状況と日常生活の制限の関連に関する基礎資料を作成し、現在の認定基準との比較検討を行う。

研究体制：

眼科系学会推薦の専門家、障害福祉の専門家、統計学の専門家を中心に構成する。